

別表 1

起因物分類コード表

大分類	中分類	小分類	説明	起因物コード	
1	11 原動機	原 動 機	電動機、発電機、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。	111	
	12 動力伝導機構	回 転 軸	回転軸に附属するカップリング、カラー、セットボルト、ねじ、キー等を含む。	121	
		ベルト、プーリ	伝導用ロープ、チェーン等のほか、ベルト、プーリ等の附属品を含む。	122	
		歯 車	歯車の附属品を含む。	123	
		そ の 他	上記に分類されない、クラッチ、変速機等をいう。	129	
	13 木材加工用機械	丸 の こ 盤	振り式丸のこ盤、トリマ、リップ等のほか、携帯用丸のこ盤を含む。 昇降盤および傾斜盤は一般に丸のこ盤に該当するが、災害発生の際、カッターを使用していた場合は139の「その他」に分類する。	131	
		帯 の こ 盤	テーブル式のものを含む。	132	
		か ん な 盤	手押かんな盤、自動かんな盤等をいう。携帯用のものを含む。	133	
		そ の 他	上記に分類されない面取り盤、ルータ、木工フライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、角のみ盤、チェンソー、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。	139	
	動 力	14 建設用等機械	トラクタ系機械	作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクタショベル等をいう。	141
			ショベル系機械	作業装置部分が走行装置部分に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシエルドグライン等をいう。	142
			くい打機およびくい抜機	移動式クレーンにくい打ち用およびくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。	143
			そ の 他	上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。	149
機 械	15 一般動力機械	旋 盤	普通旋盤、タレット旋盤、立旋盤、正面旋盤等をいう。木工旋盤を除く。	151	
		ボ ー ル 盤	中ぐり盤等を含む。	152	
		研削盤、バフ盤	卓上（床上）用グラインダおよび可搬式グラインダを含む。木工サンダ等を除く。	153	
		プレス機械、シャー	プレス機械とはクランクプレス、フリクションプレス、ナックルプレス、油圧プレス等をいう。 鍛造プレス、ハンマ、射出成形機等は除く。 シャーとは金属シャー、布または紙の断さい機等をいう。 スライサー、スリッタ等は除く。	154	
		鍛 圧 ハ ン マ	エアハンマ、スチームハンマ、スプリングハンマ、ドロップハンマ等をいう。プレス機械は除く。	155	
		遠 心 機 械	遠心分離機、遠心脱水機、遠心鋳造機等をいう。	156	
		混合機、粉碎機	混合機とは、かきまぜ機、混和機、こねまぜ機等をいう。 粉碎機とは、ジョークラッシャ、円すい粉碎機、ロールクラッシャ、エッジランナー、ボールミル等をいう。	157	
		ロ ー ル 機	金属用ロール機、練りロール機、カレンダーロール機、印刷ロール機、食品製造用ロール機等をいう。 巻取ロールおよび製紙用ドライヤ等を含む。	158	
		そ の 他	上記131～158に分類されない工作機械、繊維機械、パルプ・紙製造機械、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサ、スリッタ、ポンプ、ブロー、ファン、包装荷造機械等をいう。	159	

大分類	中分類	小分類	説明	起因物コード
2 物 上 げ 装 置 運 搬 機 械	21 動 力 ク レ ン 等	ク レ ン	天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンロータ、ケーブルクレーン、テルハ等をいう。	211
		移 動 式 ク レ ン	トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーン等をいう。	212
		デ リ ック	ジンボールを含む。	213
		エレベータ、リフト	エレベータ、建設用リフト、カーリフト、ダムウェータ等をいう。	214
		揚 貨 装 置	クレーンまたはデリックであって港湾荷役作業を行うため船舶に取り付けられたものをいう。	215
		ゴ ン ド ラ	ゴンドラ安全規則適用のものをいう。 ゴンドラには人力によるものも含む。	216
		機 械 集 材 装 置、 運 材 索 道	ウインチ等であっても機械集材装置の一部として用いられているものは機械集材装置を含む。運材索道には重力式のものが含まれる。	217
	そ の 他	上記に分類されないホイスト、モーターブロック、ウインチ等をいう。 ホイストであってクレーンの一部分として用いられているものはクレーンに分類する。 ウインチであって、デリック、機械集材装置等の一部分として用いられているものは、当該装置に分類する。	219	
	22 動 力 運 搬 機	ト ラ ック	トレーラー、ローリー、ミキサ車等を含む。	221
		フ ォ ーク リ フ ト	フォークリフトのフォークを他のアタッチメントに取りかえたものを含む。	222
		軌 道 装 置	事業場附帯の軌道装置をいう。	223
		コ ン ベ ア	ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリーコンベア等をいう。	224
		そ の 他	上記に分類されないキャブスタン等をいう。	229
	23 乗 物	乗 用 車、 バ ス	タクシーを含む。	231
		鉄 道 車 両	貨物列車を含む。	232
そ の 他		上記に分類されないバイク、航空機、船舶等をいう。	239	
3 そ の 他 の 装 置 等	31 圧 力 容 器	ボ イ ラ ー	蒸気ボイラー、温水ボイラー、熱媒を用いるボイラー等をいう。 〔事故の型との関係〕 ボイラー点火時の逆火および煙道ガス爆発の起 因物はここに分類する。	311
		圧 力 容 器	加熱機、蒸煮器、反応器、蒸発器、スチームアキュムレータ、圧縮空気タンク等の圧力容器をいう。	312
		そ の 他	上記に分類されない酸素ボンベ、溶解アセチレン容器等をいう。 ガス溶接に使用されていないものはガス溶接装置に分類する。	319
	32 化 学 設 備	化 学 設 備	圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。	321
	33 溶 接 装 置	ガ ス 溶 接 装 置	アセチレンガス溶接装置、ガス集合溶接装置、その他のガス溶接装置をいう。 溶接、溶断に用いないガス集合装置は319の「その他」に分類する。	331
ア ーク 溶 接 装 置		裁覆アーク、溶接サブマージアーク溶接、炭酸ガスアーク、ミグ溶接、ティグ溶接等に用いる装置をいう。	332	
そ の 他		上記に分類されないテルミット溶接、エレクトロスラグ溶接、電子ビーム溶接、プラズマ溶接に用いる装置等をいう。	339	
34 炉 窯 等	炉 窯 等	炉とは、高炉、転炉、平炉、電弧炉、電熱炉、ルツボ炉、キューボラ等をいう。 窯とは、ロータリーキルン、トンネルキルン、電熱窯、ガス発生炉等をいう。 煮沸槽、煮窯、乾燥設備等を含む。	341	

大分類	中分類	小分類	説明	起因物コード
	35 電気設備	送配電線等	引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等を含む。	351
		電力設備	変圧器、コンデンサー等のほか、開閉器類を含む。 〔参考〕 開閉器操作のアークによる傷害の場合の起因物はここに分類する	352
		その他	上記に分類されない照明設備、ハンドランプその他の電気設備等をいう。 電弧炉、電熱炉、電熱窯は炉、窯等に分類する。	359
	39 人力機械工具等	人力クレーン等	チェーンブロック、手巻きウインチ、ジャッキ等をいう。	361
		人力運搬機械	ねこ車、一輪車、自転車等をいう。	362
		人力機械	上記の361、または362に分類されない手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。	363
		手工具	ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、ツルハシ、手ご、とび口等をいう。	364
	37 用具	はしご等	はしご等の上で作業を行う場合のように作業面としてのはしご、きょうたつ、踏台等を含む。	371
		玉掛用具	玉掛用ロープ、チェーン等をいう。	372
		その他	上記に分類されないロープ、万力、パレット等をいう	379
39 その他設備装	その他の装置、設備	上記311～379に分類されない冷凍設備、集じん装置槽等をいう。 ガスストーブ等什器を含む。 タワー、タンク、サイロ、ビン、ピット等は化学設備である場合を除き、仮設物、建築物、構築物等に分類する。	391	
4 仮設物、建築物、構築物等	41 仮設物、建築物、構築物等	足場	丸太足場、鋼管足場、わく組足場、うま足場、つり足場等をいう。 ゴンドラは、当該項目に分類する。	411
		支保工	型わく支保工、ずい道型わく支保工、土止め支保工、ずい道支保工等をいう。	412
		階段、さん橋	はしごを含む。	413
		開口部	主として作業面としての分類である。	414
		屋根、はり、もや、けた、合掌		415
		作業床、歩み板		416
		通路	主として作業面としての分類である。	417
		建築物、構築物	建築物とは木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む）、建造中の船舶等をいう。 構築物とは、えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ビン、ピット、溝等をいう。	418
その他	上記に分類されないものをいう。	419		
5 物質、材料	51 危険物、有害物等	爆発性の物等	労働安全衛生法施行令別表第1に示す、爆発性の物、発火性の物、酸化性の物およびこれらに準ずる物をいう。 煙火、ダイナマイト等の火薬類を含む。	511
		引火性の物	労働安全衛生法施行令別表第1に示す引火性の物およびこれに準ずる物をいう。 衛生的な災害の場合は有害物に分類する。	512
		可燃性のガス	労働安全衛生法施行令別表第1に示す可燃性のガスをいう。 衛生的な災害の場合は有害物に分類する。	513
		有害物		514
		放射線	電離放射線傷害防止規則に定める放射線をいう。	515
その他	上記に分類されないものをいう。	519		

大分類	中分類	小分類	説 明	起因物 コード
	52 材 料	金 属 材 料	板、棒、パイプ、型材、帯材、綿材、ボルト、ナット、 ねじ、釘、スクラップ等をいう。 溶融状態の金属を含む。	521
		木 材 ・ 竹 材	丸太、板、角材、合成材等をいう。	522
		石、砂、砂利		523
		そ の 他	上記に分類されないガラス、陶磁器等をいう。	529
6 荷	61 荷	荷 姿 の も の	コンテナ、箱もの、袋もの、ドラム缶等特定の荷姿の ものをいう。 運搬のためたばねたものを含む。	611
		機 械 装 置	特定の荷姿のものを除き、据え付け等のため運搬中の 機械装置等をいう。	612
7 環 境 等	71 環 境 等	地 山、 岩 石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは、ここに分類す る。	711
		立 木 等	伐倒木を含む。	712
		水 環 境 等	海、川、池等のものをいう。	713
		異 常 環 境 等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこ した環境その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。	714
		高 温 ・ 低 温 環 境 そ の 他	高温または低温の作業環境をいう。 上記に分類されない動物、植物、風雪等をいう。	715 719
9 そ の 他	91 そ の 起 因 物 の 他	そ の 他 の 起 因 物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。	911
	92 起 因 物 な し	起 因 物 な し		921
	99 分 不 類	分 類 不 能		999

(注) 起 因 物

1 定 義

起因物とは、災害をもたらすもととなった機械、装置もしくはその他の物または環境等をいう。

2 分類および分類コード

この分類は、次の8項目の大分類とし、分類の名称、コードおよび説明は上記のとおりとする。

動力機械

物上げ装置、運搬機械

その他の装置等

仮設物、建築物、構築物等

物質、材料

荷

環境等

その他

3 分類の方法

分類にあたっては、次の各号により正確なものを選択する。

- (1) 災害発生にあたっての主因であって、なんらかの不安全な状態が存在するものを選択する。

ただし、災害発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。

イ 操作または取扱いをした物（墜落等の場合は作業面）

ロ 加害物

ハ 起因物なし

〔注〕起因物（災害をもたらすもととなったもの）と加害物（災害をもたらした直接のもの）とは同一になる場合が多いが異なる場合もあることに留意のうえ選択する。

- (2) 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の起因物が競合している場合ならびに起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場で重要度できめるものとし、なお判定しがたい場合は、分類番号の大分類、中分類について若い番号を優先し、小分類においてもコードの数字が若いものを優先する。

- (3) 加害物が溶接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するものおよび被加工物のように機械、装置等の一部と一体となって動くもの等の場合は、特に説明に指示されている場合のほか、当該機械、装置等を選択する。